

令和元年度 第1回 羽幌町社会教育委員会議 並びに 羽幌町公民館運営
審議会委員会議 議事録

- 1 日 時 令和元年5月24日(金曜日)
午後6時30分から午後7時10分
- 2 場 所 羽幌町中央公民館3階:会議室
- 3 出席者 永沼慧久男 富田正夫 吉田 聡 本間範子 小山由美子
佐々木一樹 西村教子 工藤俊也 小國美恵子 西田武文 山田 守

(事務局) 山口教育長

井上課長 高橋係長 春日井係長 近藤主査

- 4 教育長から新委員へ委嘱状を交付
- 5 羽幌町教育委員会 山口教育長より挨拶
- 6 委員長・副委員長の選出
委員長 小國美恵子
副委員長 鈴木真一
- 7 小國委員長より挨拶
- 8 議事
小國委員長により進行

(1) 報告事項

①平成30年度社会教育施設等利用状況について

(議案資料により説明)

・利用人数について

減少した「総合体育館」では、胆振東部地震により3日間臨時休館したことが大きく、「スポーツ公園」では行事等の減少によるもの。

増加した「スキー場」では、スキー少年団が9人から17人へ増加し、親子ずれが多かったこと、「中央公民館」では、その年の催しものによる増減などが考えられ、その他は大きな増減も無く推移しているものと思われる。

【主な質疑・意見等】 なし

②平成31年度社会教育事業計画書について
(別冊資料により説明)

【主な質疑・意見等】 なし

③大会・研修会等について
(議案資料により説明)

【主な質疑・意見等】 なし

④社会教育事業参観記録について

・各委員において、活用し、感想、意見等を参観記録という形で報告いただくよう依頼。

【主な質疑・意見等】 なし

(2) 協議事項

①改元に伴う関係規則の整備に関する規則について

- ・本年5月1日に元号が「平成」から「令和」に改められ、これにより平成の標記がある町の関係条文の改正が必要となり、社会教育課関係では文化財の指定等に係る「羽幌町文化財保護条例施行規則」が該当する。
- ・本来、平成からの改正だが、この規則では指定等の申請様式中に「昭和」のままの表示があった元号を削り、併せて「殿」を「様」に改めるもの。
- ・施行は公布の日からとなっているが、6月1日を予定している。

【主な質疑・意見等】 なし

②羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例について

- ・本年10月1日に消費税が現在の8%から10%に改定される見込から町の使用料関係も見直しする方針となり、これに併せ増額改正するもの。
- ・現行の使用料は消費税8%分を加算しているが、それぞれ2%増額し改正後の使用料になるもの。
- ・別表第4(第7条関係)公民館物件使用料の中で、現行、16ミリ映写機は、現在では、使用するケースもないことから削除する。
- ・別表第5(第7条関係)公民館使用料(定額)の中で、備考も改正するが、これは今般の消費税の改正にあわせ、表記をわかりやすく改めるものであり、取り扱いは今と変わらない。なお、この条例の改正については、10月1日使用分から適用する。

③消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

・公民館条例の一部改正と同様に消費税の改定見込みに伴い、これに併せ町の使用料関係も見直す方針となり増額改正するもの。

・この条例は、消費税の改定に伴い、関係する町全体の条例を一つにまとめ、使用料関係の増額改正のみを行うものである。なお、公民館条例の一部改正は、これには該当しないので、それ以外の社会教育課関係の6件を併せ、まとめて改正となる。

・「羽幌町郷土資料館の設置及び管理に関する条例」では、入館料を「210円」から「220円」へ改正。

・「羽幌町焼尻郷土館設置条例」では、普通観覧料を「320円」から「330円」に、又、団体観覧料を「250円」から「260円」に改正。

・「羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例」では、アリーナほかの使用料を改正する。

・「羽幌町武道館設置条例」では、1日の使用料を「3,240円」から「3,300円」に、半日（4時間以内）を「2,160円」から「2,200円」に改正する。

・「羽幌町運動広場の設置及び管理に関する条例」では、別表1（第7条関係）の南町運動広場や南町テニスコート、別表2（第7条関係）の夜間照明使用料金、そして、別表3（第7条関係）の 目的外使用料金を改正する。

・「羽幌町都市公園条例」では、別表2の業として写真の撮影や、別表4（第11条関係）の 羽幌公園陸上競技場ほか備考も含め、それぞれ改正する。

・これらの改正は、いずれも10月1日使用分から適用をする。

・このほかに、町民スキー場の条例もあるが、これについては、今暫く時間を頂き、他スキー場の料金改正状況も勘案し、改正を含め検討させて頂きたい。

【主な質疑・意見等】

質疑：条例改正の適用年月日が、本年10月1日からと説明されたが、増税が延期となった場合はどうなるのか。

回答：国の法律は既に改正されており、施行年月日の問題であるため、仮に、国の施行が10月1日以降となった場合は、本町の9月議会において、これらの条例の改正年月日を国に合わせるための改正案を提案する見込みである。

(3) その他 事務局（社会教育課）より

・平成31年度社会教育事業計画書の訂正事項について

同事業計画書13ページの「少年芸術鑑賞事業（対象：小学生）」の会場の記載が中央公民館となっているが誤まりで、正しくは「羽幌小学校体育館」なので訂正を願いたい。